

# お 知 ら せ

## 建築基準法第43条第1項ただし書き許可 申請に添付する図書の一部が変わります

2011年 5月 1日  
福山市建築部建築指導課

福山市建築基準法細則（昭和53年4月1日規則第15号）第26条に定められている図書について、図書の要・不要及び申請図書に記載すべき事項等について、適正かつ効率的な事務処理に資すること、可能な限り市民の負担軽減を図ることを目的に見直しました。

2011年5月1日以降の許可申請受付分から見直しにより変更した添付図書と、それぞれの図書に明示すべき事項とすることとします。

### 【主な見直し概要】

1. 「理由書」等添付図書の一部を不要としました。特に、「**通路の承諾書**」で、私道等の地目を公衆用道路として分筆登記し、建築主がその権利の一部を共有する場合等、通路の機能が確保できると認められるものについては承諾書は不要としました。
2. 添付図書で土地登記事項証明書等について、原本照合によりコピーでも可としました。
3. 添付図書の種類及び記載事項について明確にしました。  
「承諾書」の様式は、承諾要件を明確にした変更になっておりますので、許可申請に添付が必要な場合は、特に注意をしていただき、見直し後の新「承諾書」によってください。

※ 詳細は、別紙「建築基準法第43条ただし書き許可申請書の作成」一覧表に添付書類の種類及び記載すべき事項について記載しておりますので注意していただき書類の作成をお願いいたします。

【問い合わせ先】 福山市建築部建築指導課 Tel.084-928-1104